

目的・性格が明確でない現金等の調査結果（事案概要一覧表）【平成19年5月1日現在】

（単位：円）

番号	所属名	平成19年1月現在の残額		平成10年4月以降使用した金額	合計 (+)	事案の概要	出所	現金を残した判断	使用に当たっての判断
		残額	種別						
1	政策企画部 企画室	500,000	ホテル 利用券	使用なし	500,000	平成9年度の全庁調査時、職場の金庫内にホテル利用券50万円分が存在したものの、調査対象であった平成6～9年度の公費で購入したのではないと判断し、処理せずそのまま保管。今回の調査において発見され、平成8年度以前の何らかの預かり金が、府からの依頼により、平成9年1月にホテルから利用券として返還されたものと判明。	平成8年度以前の不適正会計処理によるものと推測。	・平成9年度の調査当時の担当者が調査を進めていた中で、職場の金庫内に当該利用券を発見。 ・担当者の記憶によれば、ホテルに問合せたが出所に至る回答を得ず、当時の企画室の経費支出状況から、調査対象であった平成6～9年度の公費から購入したのではないと判断し、返還金に含めず、そのまま保管していたもの。（上司等に報告、相談はせず）	使用なし。
2	総務部 南河内府税事務所	1,021,928	現金	- (職員個人の流用あり。)	1,021,928	平成10年度以降、約100万円の現金を保管、歴代総務係長等に引き継ぎ、現在に至った。なお、平成15年度において総務課長が100万円を借金の返済など個人的に使用。平成18年11月に、当該総務課長が100万円を金庫に戻す。	・平成9年度以前の不適正な会計処理による現金が存在。 ・平成9年度調査の際、保管現金を返還せず。	平成9年度の総務係長は、返還指示を認識せず、残った現金を後任者に引き継いだ。当時の所長には相談せず。次長には相談したが、具体的な指示はなし。	平成15年度において総務課長が100万円を借金の返済など個人的に使用。
3	健康福祉部地域保 健福祉室 健康づくり感染症 課	49,264	現金	使用なし	49,264	現金49,264円が課内の金庫から確認された。現金は、ビニール製のキャリーボックスの中に、昭和52年の日付のある封筒や当時の在職者名入りの封筒等に入った状態で確認されており、昭和50年代からの残金と思われる。	・昭和50年代の会議経費と思われる記載内容のあるものがあり、残額の戻入処理がされなかったものと思われる。 ・昭和51年度以降の担当係長等に詳細な聞き取り調査を実施したが、30年近く経過しており、現金の存在については、誰も認識しておらず出所は不明。 (かなり以前に支出されたものの戻入もれ等によるものと思われる。)	現金があることを誰も認識していなかった。	使用なし。
4	健康福祉部医務・ 福祉指導室 医療対策課	2,886,718	預金	使用なし	2,886,718	平成10年度以降、現金及び預金(約289万円)が、使用されることなく引き継がれ、平成14年度及び平成15年度に2つの預金口座に入金され、現在に至ったもの。 現金のうち260万円は幹部会口座に入金され、それ以外は課名義の口座で保管されていた。なお、課名義の口座には、別団体名義(「(財)日露医学医療交流財団事務局」)の口座から残金が入金されており、この残金は当該団体に返還すべきものと判明、平成19年3月23日返還。	・平成10年度以降、封筒に入った現金が金庫に保管されていた。 ・封筒には260万円入りの小封筒と財布が入っていたが、平成7～9年度の担当者からの聞き取りの結果、平成9年度以前の不適正会計処理によるものと判明。 ・平成14年4月に引継ぎを受けた総括補佐は、平成14年12月に、財布の現金を課名義の口座へ入金した。また、平成15年度に、小封筒の260万円を幹部会口座へ入金するよう指示した。	・平成10年1月の現金返還の指示について当時の課長代理は、当時の備忘録を確認したところ返還に関する記載がないことから返還の指示は受けていなかったと思うと供述。 ・平成10年1月の担当者は、返還については誰からも指示はなかったと供述。	課名義の口座：平成14年度以降支出なし。 幹部会口座：会費の範囲内で、歓送迎会、せん別等、親睦会としての支出あり。
5	健康福祉部障害保 健福祉室 計画推進課	1,701,926	預金	(親睦会に入金・ 保管。)	1,701,926	障害保健福祉室が庶務を担当する「みんなでやさしいまちづくり」大阪府民会議(すべての人にやさしいまちづくり)に取り組む気運を盛り上げるため平成4年に設立された任意団体：平成14年度以降活動実績なし)の預金口座の残金を、平成17年3月10日に障害保健福祉室の2つの親睦会名義の預金口座に入金した。	「みんなでやさしいまちづくり」大阪府民会議の銀行預金口座の残金。	担当者は府民会議自体の活動が実質的に無かったことから、会自体が無くなっているものと判断し、室長、課長に相談の上、幹部会、親睦会それぞれの口座に入金。	幹部会・親睦会の私的積立金と一体管理し、必要に応じ支出。 (平成19年1月末現在の残高：幹部会2,056,794円、親睦会1,351,033円)

目的・性格が明確でない現金等の調査結果（事案概要一覧表）【平成19年5月1日現在】

（単位：円）

番号	所属名	平成19年1月現在の残額		平成10年4月以降使用した金額	合計 (+)	事案の概要	出所	現金を残した判断	使用に当たっての判断
		残額	種別						
6	健康福祉部 池田保健所	1,156,197	預金	552,381	1,708,578	平成9年度以前の不適正会計処理により生み出されたものと「豊能保健医療推進協議会」経費の未精算金（～11年度）によるものが預金口座に約171万円保管され、平成10～15年度にかけて約55万円が使用された。費消額としては、協議会にかかるものとして、平成12～13年度で約26万円。その後、平成14年3月25日に協議会の預金口座が解約され、保健所の企画調整課長名口座に振替られた。これ以外に平成10～15年度の費消額約29万円があり、合計約55万円の費消が判明したものである。	・平成9年度以前の不適正会計処理によるもの。(651,558円) ・「豊能保健医療推進協議会」経費の未精算(～11年度)によるもの。(1,057,020円)	平成9年度の次長及び総務課長は「現金の存在を認識していたが、平成10年1月の返還指示の認識はなかった」と供述。	平成9～11年度の総務課長及び平成12～15年度の企画調整課長が基本的に次長の了解を得て使用。
7	健康福祉部 守口保健所	165,373	預金 現金	417,734	583,107	平成10年度当初、出納簿上約58万円が普通預金、定期預金及び現金で保管され、現在まで使用されている。用途はタクシー代、会議茶菓代等。 一昨年、保健所次長は、「幹部会の残金も入っている」と担当者（企画調整課長）から聞いたため、当該現金等については、「幹部会の残金」と位置付けた。このため、12月7日指示の調査において、「該当なし」と報告した。 その後の調査指示の中で、幹部会の残金であることに疑義が生じたものの、確認行為を怠り、12月27日の指示を受けて初めて確認行為を行ったところ、幹部会の残金でないことが判明した。	平成9年度以前の不適正会計処理によるもの。	平成9年度当時の総務課長は、本庁からの指示は認識していたものの次長から返還指示はなかったと供述。	・不定期な案件については、担当者が次長と相談の上、支出。 ・定期的なものは担当者の判断で支出。
8	健康福祉部 八尾保健所	0		2,262,244	2,262,244	平成10年度以降、約226万円が現金や預金2口座で保管され、平成15年度までに全額が使用された。用途は所の補修や会議飲食代等。	平成9年度以前の不適正会計処理によるもの。	平成10年1月当時の次長は、現金の存在は知っていたが、返還についての認識がなかったと供述。	・工事など多額案件のみ当時の担当者が次長と相談の上、支出。 ・その他少額のものも担当者の判断で支出。
9	健康福祉部 公衆衛生研究所	7,000,009	現金	876,250	7,876,259	平成9年度以前の不適正会計処理によると思われる現金約700万円が確認されるとともに、平成10年度以降、平成17年度までの間において現金約88万円の使用が確認された。	・平成9年度以前の不適正会計処理による現金(7,876,259円)が存在。 ・平成7～9年度の担当者（総務係長）によると平成10年度に後任者に引き継いだときは、800万円程度の現金があったと供述。 ・平成10～12年度の担当者によると引継ぎを受けた現金は700～800万円であったと供述。	・平成9年度の総務課長は、本庁からの返還指示を受けていたが、事務に忙殺される中で、現金については庶務に保管を委ねていたこともあり、現金返還についての上司への報告及び部下への指示は失念したと供述。 ・平成9年度の総務部長、総務係長は返還の指示を受けていないと供述。	平成10～13年度当時の総務部長、平成14～17年度当時の総務課長の指示により使用。

目的・性格が明確でない現金等の調査結果（事案概要一覧表）【平成19年5月1日現在】

（単位：円）

番号	所属名	平成19年1月現在の残額		平成10年4月以降使用した金額	合計 (+)	事案の概要	出所	現金を残した判断	使用に当たっての判断
		残額	種別						
10	商工労働部 産業開発研究所	1,324,471	預金	267,652	1,592,123	平成10年度以降、約160万円を歴代の総務課長及び総務担当部長が引き継ぎ、預金口座により管理し、現在に至った。 平成10～14年度において、慶弔費、講師の懇談会飲食代等に使用。平成15年度以降は使用なし。	・平成9年度以前の不適正な会計処理による現金が存在。 ・総務課長及び総務担当部長が、前任者から小切手又は現金で引継ぎ、預金口座を開設。通帳は、鍵のかかる机の引き出しに保管。	平成9年度当時の総務課長は存在を認識しており、取扱いについて次長に相談をしたところ、引き続き保管の指示があったと供述。次長は確かな記憶なしと供述。	平成10年当時の総務課長は、次長の指示を受けたり、自らの判断で現金を使用したと供述。次長は、確かな記憶なしと供述。 平成12年以降の引継ぎのあった歴代の総務課長、総務担当部長は自らの判断で現金を使用（なお、平成15年度以降は使用していない。）
11	商工労働部 産業技術総合研究所	140,000	タクシー金券	4,052,525	4,192,525	平成10年度以降、約419万円を歴代の総務係長及び総務担当課長補佐が引き継ぎ、預金口座及び現金により管理し、現在に至った。 平成10～15年度において、新聞代、書籍購入、公用車の交通事故による被害者への損害賠償金前渡金、研究用フィラメント・消耗品の購入等に使用。（なお、使用したうち14万円は、タクシー金券として残っている）	・平成9年度以前の不適正な会計処理による現金が存在。 ・前任者から預金通帳及び現金で引継ぎ、金庫または鍵のかかる引き出しで保管。	平成9年度当時の総務課長は存在を認識しており、取扱いについて次長に相談をしたところ、引き続き保管の指示があったと記憶していると供述。次長はそのような記憶はないと供述。	平成14～15年度は、平成14年度当時の次長の判断で使用。
12	商工労働部 東大阪高等職業技術専門学校	550,000	預金	301,176	851,176	平成10年度以降、約85万円を歴代の総務課長及び調整総括主査が引継ぎ、平成10～17年度にかけて使用し、現在に至った。 平成15年度当時の調整総括主査（H18.4.30退職）は、826,444円（利息を含む）を前任者から総務課長名義の預金通帳で引継ぎを受け、校の扇風機、消耗品、生徒のお茶代等に充てるとともに、その一部を個人の生活費に使用。残額（55万円）については、最終的に同人の個人の預金通帳へ入金した。	・平成9年度以前の不適正会計処理によるもの。 ・平成9年5月頃の消耗品の二重払いにかかる業者からの戻入金及び平成10年4～6月に預金口座に入金した自動販売機の販売協力金17,805円。	平成9年度当時の総務課長は返還対象ではないと判断。消耗品の二重払いにかかる業者からの戻入金については、返還すべきものと認識していたが、返還を怠る。	・平成14年度のお見舞い代については、当時の調整総括主査の判断。 ・個人の生活費は、自らの判断。扇風機の購入については、校長、副校長、総務課長、訓練課長と相談。一方、校長、副校長は、相談を受けた記憶はないと供述。
13	環境農林水産部 流通対策室	15,957	現金	6,374,433	6,390,390	平成9年度以前の不適正会計処理により捻出した現金を今回取引記録照会していた「流会」名義の口座で保管。 平成10年2月時点で、6,331,785円が保管されており、その後、入金と利息（計58,605円）が確認された。平成11年12月1日に口座が解約された時点では、5,857,810円の残高があった。（H18.12.29金融機関からの回答により確認）これ以降、室内無線LAN、書籍、カメラ購入等に使用されていた。	平成9年度以前の不適正会計処理によるもので、返還せずに、銀行の預金口座で管理、使用していたものと判明。	平成9年度の室長代理、総務班長が、所属として将来必要となる何らかの経費に充てるため返還しなかったもの。	平成10年度の総務班長は、自らの判断で使用。 平成11～13年度までの総務班長（総務総括）は、室長代理（総括補佐）に相談又は報告をしたものがあるが、そのほとんどを自らの判断で使用。（平成13年度の総括補佐には相談せず）
14	環境農林水産部 中部農と緑の総合事務所	119,625	現金	143,205	262,830	平成10年度以降、262,830円を現金又は口座で保管。うち143,205円を高速道路通行券等で使用。 平成12年度以降は使用なし。	・平成9年度以前の不適正会計処理によるもの。 ・平成9年度の全庁調査終了後の平成10年1月から4月にかけて、非常勤交通費及び旅費残額で入金あり。（4回計19,500円）	当時の次長及び担当者が、本件現金については返還する必要があると認識していなかったため、返還せず、一部使用し、現在に至った。	・平成9～11年度までの総務係長が、不定期な案件については、所長又は次長と相談の上、支出。定期的なものは総務係長の判断で支出。 ・一方、当時の所長・次長は相談を受けていたと思うが、記憶は定かではないと供述。

目的・性格が明確でない現金等の調査結果（事案概要一覧表）【平成19年5月1日現在】

（単位：円）

番号	所属名	平成19年1月現在の残額		平成10年4月以降使用した金額	合計 (+)	事案の概要	出所	現金を残した判断	使用に当たっての判断
		残額	種別						
15	環境農林水産部 北部家畜保健衛生所	0	-	4,777,224 平成13年度以降の不適正支出額。家畜保健衛生所が保管・使用した金額以外のものも含む。	4,777,224	平成18年12月27日に指示のあった親睦会における不自然な出入金調査に基づき、南部家畜保健衛生所の親睦会通帳を確認したところ、平成17年11月30日以前の通帳が存在しなかったため、金融機関に履歴照会を行った。 平成19年1月12日に金融機関からの回答を得て、内容を点検したところ一部不自然な出入金を確認した。その内容を調査するため、当時の担当者等に聞き取りを行っていたところ、平成19年1月16日に「家畜保健衛生所において雇入獣医師の雇用について不適正な会計処理が行われている」旨の投書があった。 このため、投書内容の真偽も含めて関係者の事情聴取、関係資料の検証等を行った。調査の結果、北部・南部の両家畜保健衛生所において不適正な会計処理が行われ、職員が親睦会経費等として消費するほか、その一部を職員に分配していたとの供述もあった。 この不適正支出額等は、書類が残っている平成13年度から17年度までの額である。		<ul style="list-style-type: none"> 平成9年度の全庁調査終了後も不適正な会計処理を継続していたもの。 家畜保健衛生所事業及び大阪府畜産会が実施する自衛防疫強化総合対策事業における獣医師の雇用に関して、家畜保健衛生所が関与し、架空雇用及び実際には従事しなかった分の一部返還を受ける方法や、架空の賃金雇用などによる不適正会計処理が行われていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 所長及び会計担当者の判断のもと、親睦会経費等として支出 所長の判断のもと、職員に現金を分配
16	環境農林水産部 南部家畜保健衛生所	64,239	現金	7,078,287 平成13年度以降の不適正支出額。家畜保健衛生所が保管・使用した金額以外のものも含む。うち、64,239円は現金で保管。	7,078,287				
17	教育委員会事務局 市町村教育室 地域教育振興課	5,012,124	預金 現金 商品券	使用なし	5,012,124	平成10年度以降、約500万円が普通預金、現金、商品券で保管され現在に至った。なお、使用はないと考えられる。 ・4,810,694円（普通預金） ・166,430円（現金） ・35,000円（商品券）	平成9年度以前の不適正会計処理によるもの。	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年1月の担当者（管理係長）は、府への返還以外に国委嘱事業の不適正経理による返還も見込まれていたため、課長代理と相談し、保管していた現金を国費と府費に区分して約38万円を府に返還した。その際、通帳により別管理していた多額の現金の存在を失念していた。 その後、存在に気付いた通帳の残高が多額であったため、その返還を躊躇し、返還時機を逸した。なお、先に区分した国費約39万円は国に返還している。 当時の課長代理は、別管理の通帳があることは認識していなかった。 当時の課長は、全て返還したものと認識していた。 	使用はないと考えられる。
18	教育委員会事務局 財務課	2,188,000	預金	1,614,550	3,802,550	平成10年1月時点で340～380万円が保管されていたとの供述があり、平成10～11年度の担当者は約160万円を懇親会等に使用したと供述している。平成12～13年度には約10万円を懇談会費等に使用している。なお、平成10～11年度に担当者による一時流用があった。	平成9年度以前の不適正会計処理によるもの。	<ul style="list-style-type: none"> 平成10～11年度の担当者（主査）は、課長の了解を得て課の懇親会や各係の忘年会等に使用したと供述している。 しかし、課長は職員に還元すべき金との説明を受け了承したが、懇親会は一定額の会費を徴収し、ピュッフェ形式で行われた低廉なものと記憶しており、当時の多くの課員も同様の供述をしている。（各係の忘年会等への充当については、係長1名が受け取った記憶があるが金額は覚えていないと供述している。） 平成12～13年度の担当者（総括主査）は、懇談会費等への使用について、課長（12年度）、総括補佐の了承を得ている。 平成14年度以降は使用なし。 	

目的・性格が明確でない現金等の調査結果（事案概要一覧表）【平成19年5月1日現在】

（単位：円）

番号	所属名	平成19年1月現在の残額		平成10年4月以降使用した金額	合計 (+)	事案の概要	出所	現金を残した判断	使用に当たっての判断
		残額	種別						
19	公立大学法人 大阪府立大学 学術情報課	1,741,145	預金	使用なし	1,741,145	平成9年度時点で発見されなかった通帳が、今回の大阪府及び大学法人における金庫内の一斉点検の結果、発見された。 平成10年度以降の使用実績はなし。	・通帳A（平成9年度以前の廃棄古紙売却収入に係る不適正会計処理によるもの） ・通帳B（平成8年度以前における不適正な会計処理によるもの）	・平成9年度当時の事務長及び担当者が、不適正会計処理による現金等がないものと判断し、調査に際して金庫内の点検を行わず、本件通帳が見逃され返還されなかったものと考えられる。その後も、本件通帳の存在が認識されず現在に至った。	使用なし。
20	公立大学法人 大阪府立大学 羽曳野キャンパス総合事務センター	3,002,135	預金 ビール券 図書券	使用なし	3,002,135	平成9年度以前の不適正会計によるものと思われる現金（通帳）、ビール券及び図書券が発見されていた旨、平成19年1月5日に報告された。 本件通帳は、平成17年6月に発見されていたが、センター長は不適正会計処理によるものと疑いつつ詳細な調査を行わず、処理を逡巡しそのまま放置。今回の12月7日の調査指示では、一旦は該当なしと報告。また、12月15日にはビール券及び図書券が新たに発見されたが通帳と同様に報告されなかった。12月27日の署名押印による最終確認に至り、これ以上は放置できないと判断し、報告。平成10年度以降の使用実績はない。 ・2,865,135円（普通預金） ・ビール券100枚（73,000円相当） ・図書券128枚（64,000円相当）	・通帳A（平成9年度以前における不適正な会計処理によるもの。） ・通帳B（海外送金用で使用。残金は、平成7年度以前の旧看護短大時からの不適正な会計処理によるものと推測される。） ・ビール券・図書券（不明）	・平成9年度当時の総務班長は、大阪府（環境保健総務課）及び当時の上司から返還の指示があったか否か記憶にないと供述。	使用なし。
21	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪府立精神医療センター	4,838,504	預金	使用なし	4,838,504	平成8年度以前の不適正会計処理による現金（4,838,504円）が、府に返還されず、銀行口座に預金されていた。この預金については、平成9年度の総務課長の判断により残され、現在に至るまで保管されてきた。平成9年度以降は、使用されていない。	平成8年度以前の不適正会計処理によるもの。	・平成9年度の事務局長は現金の存在を知らず、本庁からの返還指示の記憶もないと供述。 ・平成9年度の総務課長は返還指示の記憶はなく、事務局長に相談することなく、自ら判断したと供述。	使用なし。
22	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター	25,994	現金	約167万円	約170万円	事務局金庫内の小封筒から、現金25,994円を発見。関係者への聞き取り調査の結果、平成8年度以前の不適正な会計処理によって生み出されたものと判明した。 その総額は平成10年度当初に約170万円が存在したとの供述があり、歴代担当者に引き継がれ使用されてきた。	・平成8年度以前の不適正会計処理によって生み出された現金が平成10年度当初に170万円程度存在していたと推定される。 ・平成10年度以降、非常勤の人件費の補てんや委員会のお茶代等に使用され、現在の金額に至ったもの。ただし、現金の一部には、会費制親睦会の残金からの寄付なども含まれている。	・平成9年度の事務局長等は現金の存在を知らず、本庁から返還の指示もなかったと供述。 ・平成9年度の総務係長は、具体的な返還指示を受けていないので、総務課長と相談し判断したと供述。	基本的に総務係長の判断で使用していたが、次長又は課長の指示（相談・報告）によって使用したことがある。
23	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	0		(約500万円)	(約500万円)	約500万円の現金を平成13年11月に病院名義の銀行内貸金庫に保管したとの供述が、2人の職員からあった。平成18年12月19日に当該貸金庫を調べたが、現金は発見されなかった。経緯等歴代担当職員から聴取したが、事実解明を進めることが困難なため、平成19年3月19日、警察に捜査要望を行った。	平成9年度以前の不適正会計処理によるもの。	平成9年度当時の総務担当者は、上司から現金返還指示を受けていないと供述しているが、上司は返還について相談を受けていないと供述。	調査中。
合 計		約3,360万円		約3,530万円 平成13年度以降の不適正支出額(約1190万円)を含む。 不適正支出額のうち、64,239円は現金で保管。	約6,880万円 平成13年度以降の不適正支出額(約1190万円)を含む。				